

令和 6 年 6 月 2 0 日  
指 導 室

## いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

## 1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## 2 事案の概要について

## (1) 事案ア

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| ① 被害を訴えた児童        | 区立小学校 3 年生 (令和 5 年度当時)     |
| ② いじめに係る児童        | 区立小学校 3 年生 3 名 (令和 5 年度当時) |
| ③ いじめに係る行為が行われた期間 | 令和 5 年 4 月～令和 5 年 7 月まで    |
| ④ いじめ発見のきっかけ      | 保護者からの訴え                   |
| ⑤ 訴えのあった主ないじめの態様  | いやなことを言われたりされたりする          |

## 【概要】

学校は、被害を訴えた生徒の保護者の申し立てにより、関係児童へ聞き取りを実施し、当該生徒に対するいじめを認知するとともに、関係児童への指導を行った。しかしながら他の教職員と情報の共有をしなかったため、組織的な対応が遅れた。

当該児童は江東区教育委員会教育支援センター（ブリッジスクール）への通室を行うとともに、小学校の別室に毎日登校した。学級の授業にオンラインで参加したり、特定の教科の授業に参加したりするなどしている。今後も、当該児童及び当該児童の保護者と連携をとりながら、当該児童への支援を継続していく。

## (2) 事案イ

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ① 被害を訴えた児童        | 区立小学校6年生（令和5年度当時）   |
| ② いじめに係る児童        | 区立小学校6年生3名（令和5年度当時） |
| ③ いじめに係る行為が行われた期間 | 令和5年6月～令和5年7月まで     |
| ④ いじめ発見のきっかけ      | 保護者からの訴え            |
| ⑤ 訴えのあった主ないじめの態様  | いやなことを言われたりされたりする   |

### 【概要】

学校は、6月に被害を訴えた当該児童及び保護者の申し立てにより、当該児童に対するいじめを認知した。その後、関係児童の聞き取り調査等を行ったが、当該児童及び保護者が訴えた内容についてのいじめの事実確認はできなかった。当該校は、当該児童の保護者（母）に対して、丁寧な連絡や対応を重ね、信頼関係を築いてきた。

当該児童は、9月より江東区教育支援センター（ブリッジスクール）に継続して通室してきた。3月には放課後に登校したり、校長室に給食を食べに来たりした。卒業後は区立中学校に進学している。当該校は、進学先の中学校の管理職及び教員に丁寧な引き継ぎを行っている。先日の入学式には被害児童（生徒）が参加することができた。今後、被害児童および保護者の気持ちを第一に、本校及び進学先の中学校と教育委員会が連携して、被害児童へ支援を継続していく。

## (3) 事案ウ

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ① 被害を訴えた生徒        | 区立中学校3年生（令和5年度当時）   |
| ② いじめに係る生徒        | 区立中学校3年生6名（令和5年度当時） |
| ③ いじめに係る行為が行われた期間 | 令和5年10月～令和5年12月まで   |
| ④ いじめ発見のきっかけ      | 保護者からの訴え            |
| ⑤ 訴えのあった主ないじめの態様  | いやなことを言われたりされたりする   |

### 【概要】

学校は、12月に被害を訴えた生徒の保護者の申し立てにより、関係生徒へ聞き取りを実施し、当該生徒に対するいじめを認知した。担任は10月にも、被害生徒及びその保護者からいじめの訴えを受けていたが、学校いじめ対策委員会への報告を行っておらず、組織的な対応が遅れた。冬休み以降、学校は被害生徒への面談及びその保護者との連絡をこまめに行うようになったため、被害生徒は冬休み以降登校することができるようになり、3月19日の卒業式にも出席している。4月から、都内私立学校へ進学した。

学校として初期の段階から被害生徒やその保護者の思いを聞き取り、組織的に対応することが大切であるため、学校と教育委員会が連携して、再発防止に努めていく。